

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	三	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	三	○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	六
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件	三	○保安林の指定施設要件を変更する件	三
○保安林の指定施設要件を変更する件	三	○道路の区域を変更する件三件	四
		○道路の供用を開始する件	五
		公 告	

## 告 示

### 福島県告示第十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ヨークベニマル矢野目店 福島県福島市南矢野目字菅原五十番十五ほか
- 二 届出に係る福島市の意見
  - 1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルート

を利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

- (二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

### 2 交通に関する事項

一級市道鎌田・笹谷線は交通量の多い路線であるため、同市道に面する出入口一からの出庫車両右折時の安全確保が必要と思われる。

福島県警察本部、及び福島北警察署との交通協議で整理されている内容の通り、混雑する場合には、出入口二へ適切な誘導を行うこと。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
アテイ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所  
白河市小田川仲丸二一の一、三〇、三一

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所  
白河市関辺田中山六三、丸沢三二の三、関山三の三

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡塙町大字台宿字中稲沢三六六の四、三六六の二七、三六七の三

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市常磐上湯長谷町長倉八〇の二、八一の六二、常磐白鳥町上ノ原二の一、三の四、常磐三沢町館下二一、傾城作一〇八、常磐水野谷町千代鶴二三四、二三五、竜ヶ沢三〇八の三、常磐関船町上関三七の六

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
千代鶴二三四・二三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

（森林保全課）

福島県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市常磐湯本町日渡九二の一から九二の四まで、九二の一七、九二の二一、九二の二三、九二の二四、九二の二九、九二の三一、九二の三三、一一四の一、一一四の二、一一四の三、一一三の二、一三七の二、一三八の四、一三九の六、傾城一一〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

（森林保全課）

福島県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二本松市吉倉字山神ノ山八〇の一、字金山ノ山八一の一、字鳥ノ巢八二の一から八二の三まで、八二の一五、字高日向一の二から一の四まで、一の八、字南沢一の一、二の一、二の二、二の一三、字水落三の一、四の一、四の五、五の一、五の三、五の二、字家老山一、三、四、字長窪一、渋川字火打古屋一の一、一の二、二の一、字銅屋坂一、二、字上大谷地一の一、一の一三、二の一、字淀久保一、四、六、字越後原一、三、字古屋場一から四まで、字茗荷一、字黒森一、字水落一から五まで、字鳥帽子森一、三から六まで、字関水一、三、四の一、四の二、字藤瘤一から三まで、字種池久保一、字小屋向一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

（森林保全課）

福島県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十四年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区	間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
					長

一般国道 一一八号	岩瀬郡天栄村大字羽鳥 字行人塚四番一地从先 から	変更前 二四・二〇〇	二四・二〇〇
	同 郡同 村大字羽鳥 字行人塚五番二地从先 まで	変更後 二四・二〇〇 三七・〇〇	二四・八〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十四年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

県道羽鳥 福良線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥 字一本木一三一番地先 から	変更前 五・七〇	一九〇・二〇〇
	同 郡同 村大字羽鳥 字行人塚四番一地从先 まで	変更後 五・七〇〇 一一・八〇〇	一八九・一〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十四年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
-----	-----	------------------------	--------------

一般国道 四五九号	耶麻郡北塩原村大字大 塩字平喰八五一番地 先から	変更前 一八・〇〇〇	八九・〇〇〇
	同 郡同 村大字大 塩字屋敷三七四九番一 地从先まで	変更後 一八・〇〇〇 二七・〇〇〇	八九・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町田島字田島柳六五番地先 から	平成二十四年一月 一七日
	同 郡同 町田島字東荒井二三番一 地从先まで	

(道路計画課)

公 告

公告第十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年一月六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人福島おらが街ふるさと創り研究会
- 三 代表者の氏名  
蒲生 康博

- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市田村町徳定字中河原一番地一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、福島県の道路及び河川等の管理者である国及び地方公共団体である公共施設の管理者に対して、社会資本である橋梁、トンネル、空港、ダム、道路構造物等の計画的な管理（アセットマネジメント）に関する事業提案を行い、市民に公共施設を安全に快適に利用してもらえらるる状態を継続して改善し、市民の財産である公共施設がどのような状態で、今後の維持管理にどれだけの費用を要するかなどに關して、市民へ情報を開示し説明責任を果たすことに寄与すること、さらに快適な利用を継続するための沿道美化活動及び災害等の予防保全対策及び経済的復旧への技術提案、応急工事等の支援を目的とする。

（文化振興課）

#### 公告第十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年一月十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人環境地域文化エナジー
- 三 代表者の氏名  
福西 正弘
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市七日町九番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、特定非営利活動法人をはじめ、市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及び協働・連携事業を行うことにより、地域社会の振興並びに不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

#### 公告第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により、上太田地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十三年十二月二十二日完了したので公告する。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

#### 公告第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により、松ヶ房地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は、平成二十三年五月十九日完了したので公告する。

平成二十四年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

（農村計画課）